

監査結果公表第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定による請求については、同条第 4 項の規定により監査を行なったので、その結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 25 日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	松岡	光代
同	野呂	泰治
同	加藤	清助

第 1 請求の受付

1 請求人

四日市市笹川 7 丁目在住 森岡 一智

2 請求書の提出日

平成 19 年 11 月 1 日

3 請求の内容

(1) 主張事実

請求の対象者

井上哲夫市長及び平林克也税務理財部付参事兼調達契約課長

請求の内容

ア 請求の対象者両者は、石原南五味塚線橋梁整備工事の 2007 年 8 月 10 日の再入札において、応募参加資格者が一業者のみであることを知りながら入札を行い、よって予定価格の 99.6%の金 4 億 4,000 万円で落札させ、同業者の最初の入札金額である、金 4 億 600 万円から、金 3,400 万円もの高額な差額の税金の無駄遣いの損害を生ぜしめた。

イ 同両者は、最初の入札の際、金 3 億 8,732 万 6 千円で落札が決定した業者を含め、参加業者 4 業者のうち 3 業者に対して指名停止処分を行った。

従って、再入札参加業者は 1 業者のみとなったわけである。

ウ 同両者は、最初の入札時の予定価格を金 4 億 5,837 万 3 千円と設定したが、再入札時には、工事内容を減らし減額して、金 4 億 4,179 万 5 千円と設定している。

エ しかるに、再入札において落札した業者は、最初の入札金額 4 億 600 万円よりも、金 3,400 万円もの高額な金 4 億 4,000 万円で落札したわけである。同両者は、何ゆえに予定価格が減額されているのに、金 3,400 万円ものかくも高額になったのか、執拗に平林課長は、落札業者のショーボンド・三和建工特定建設工事共同企業体に対して、合理的説明を求め減額要求をしている。

違法不当性

同両者は、再入札時に参加業者が1業者のみであることを知りながら、あるいは容易に知り得たのに、再入札を行ったことは、違法・不当である。

更に、高額落札に至った自らの責任をかえりみず、執拗に、その合理的理由を追求するばかりか、執拗に減額を求めたことも、違法・不当である。

損害賠償請求

よって、同両者は、なお同市長は監督責任者としての立場上も、再入札によって市民に与えた、金3,400万円の税金の無駄遣いの損害を市に対して、弁償する責任を有するものである。

(2) 措置要求

井上哲夫及び平林克也が、市に対して、金3,400万円及び同業者に支払った日の翌日から支払済みに至るまで、年5分の割合による遅延損害金の支払いをすることを求める。

4 請求の受理

本件請求について、平成19年11月7日に要件審査を行い、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条で規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述から、市の財務会計上の行為として、平成19年度石原南五味塚線(磯津橋)橋梁整備工事一般競争入札の契約行為を監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

税務理財部調達契約課及び都市整備部道路整備課を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成19年11月30日に請求人の陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

平成19年11月20日に税務理財部長、都市整備部長、税務理財部付参事兼調達契約課長、道路整備課長他2名から陳述の聴取を行った。

陳述に先立ち、平成19年11月16日に、監査請求に対する弁明書1通が提出された。

5 税務理財部調達契約課の主張(平成19年11月16日付け弁明書の主張)

(1) 請求の受理について

住民監査請求において、請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為について、法令に違反している等の違法性若しくは不当性が具体的に

主張されていなければならない(最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決 平成元年(行ツ)第68号)が、本件請求においては当該行為がいかなる法令に照らして違法・不当であるか等について具体的な主張がされていないものであって却下されるべきものと考え、本件請求を却下するとの裁決を求める。

(2) 請求内容について

石原南五味塚線(磯津橋)橋梁整備工事の契約については、平成19年5月11日の入札に4JVが参加したが、落札したJVの代表構成員を含め、3JVの代表構成員に対して防衛施設庁談合事件による指名停止措置を行なったことにより、6月議会に上程した議案を取り下げ、平成19年8月10日に再入札を行い、9月議会に再度議案を上程し、承認されたものである。

平成19年8月10日に行なった入札の方法については、平成19年5月11日の入札参加者の中で指名停止措置を受けなかった代表構成員の業者以外にも入札参加資格を有する業者がいる可能性があったため、地方自治法等関係法令に従い一般競争入札で行なうことを四日市市請負工事入札参加資格審査会で決定したものであり、何ら法的に問題ないものである。

また、平成19年8月10日の入札額が平成19年5月11日の入札額と比較して高額になったことの説明を落札JVに求めたこと、また減額について話をしたことについては、契約関係における適正な行為であり、全く違法性はないものであり、本件請求を棄却するとの裁決を求める。

6 請求の受理についての判断

監査対象部局は弁明書において、「本件請求においては、当該行為がいかなる法令に照らして違法・不当であるかについて具体的な主張がなされていないものであって、却下されるべきものとする。」として、最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決平成元年(行ツ)第68号を引用しているが、この最高裁判所の判例は、複数の行為を包括的に摘示し、個々の行為の日時、支出金額等を特定しなかった住民監査請求が不適法であるとされ却下された事例である。しかるに、本件請求においては、2度にわたる入札の日時、入札参加者、入札金額等が具体的に示されており、監査請求の対象は特定認識できるものとするので、前記判決の事例とは事案を異にする。

また、東京地方裁判所平成3年3月27日判決 平成2年(行ウ)第100号によれば、「監査請求において必要とされる財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査対象の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘すれば足り、特定の法令を挙げてこれに違反する旨までを常に摘示しなければならないものではないというべきである。」とされている。しかるに、本件請求に関して請求人から提出された監査請求書、事実証明書から判断するに、請求人は、同一工事の再入札において参加業者が1者のみであることを知りながら、あるいは容易に知り得たのに、再入札を行なったことにより、再入札の工事内容が減少しているにもかかわらず、落札金額が防衛施設庁談合事件による指名停止により無効となった最初の入札の落札金額より高くなり、市(市民)に損害を与えたと指摘している。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条で規定する要件を具備しているものと判断した。

第 3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 石原南五味塚線（磯津橋）橋梁整備工事の概要

磯津橋は、昭和 37 年度に架橋され 45 年経過し老朽化が進み、また鈴鹿川の最下流部に位置し、海水の影響等により橋の劣化が顕著であり、耐震補強とともに、橋の安全性を確保するための補修工事が必要である。

磯津・楠地区は一級河川「鈴鹿川」の本川とその派川に挟まれ、ひとたび災害となれば陸の孤島ともなりかねない状況も考えられる。塩浜地区と磯津・楠地区を結ぶ橋梁はこの磯津橋と小倉橋の 2 橋あるものの、小倉橋の耐震補強が完了していないことなどからも、早急に補強・補修工事を行なう必要がある。

磯津橋の橋脚は 8 本あり、平成 18 年度に 3 橋脚の補強工を実施した。平成 19 年度は残り 5 橋脚の補強工を実施するため入札が行われた。一回目の入札時の工事内容は 5 橋脚の橋脚補強工と梁補強工であったが、再入札に際しては、5 橋脚の梁補強工をやめて、橋脚補強工のみとなった。

(2) 入札の状況

第 1 回目の入札 平成 19 年 5 月 11 日

予定価格 4 億 5,837 万 3,000 円 (税抜き)

最低制限価格 3 億 8,150 万 3,000 円 (予定価格の 83.23%)

入札参加者入札額 (入札明細書による・税抜き)

大本・森崎特定建設工事共同企業体 3 億 8,950 万円

ショーボンド・三和建工特定建設工事共同企業体 4 億 600 万円

ピーエス三菱・杉本組特定建設工事共同企業体 3 億 8,957 万円

りんかい日産・中央特定建設工事共同企業体 3 億 8,732 万 6,000 円 落札

平成 18 年度に引き続き当該工事を実施するため、同年 2 月 5 日に開催された四日市市請負工事入札参加資格審査会 (以下「審査会」という。)において、一般競争入札で行なうこと、参加資格に関する事等を決定し調達公告等を行なった。入札には 4 特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。)が参加し、りんかい日産・中央共同企業体が落札したが、防衛施設庁談合事件により、同年 6 月 22 日に公正取引委員会から入札に参加した 4 共同企業体の代表構成員のうち、落札者を含めた 3 代表構成員に対し排除措置命令が出された。このため本市においても同月 25 日に審査会を開催し、四日市市建設工事等指名停止基準第 4 条に基づき 2 年間の指名

停止措置を決定、同日、市長名で 6 月議会に上程していた契約締結議案の撤回申入書を議長へ提出し、同月 28 日に承認された。

再入札	平成 19 年 8 月 10 日	
予定価格	4 億 4,179 万 5,000 円	(税抜き)
最低制限価格	3 億 6,668 万 9,000 円	(予定価格の 83.00%)
入札参加者入札額(入札明細書による・税抜き)		
ショーボンド・三和建工共同企業体	4 億 4,000 万円	落札

監査対象部局は、第一回目の入札参加業者で指名停止にならなかったショーボンド・三和建工共同企業体以外にも入札参加資格のある業者がいる可能性があるかと判断し、平成 19 年 7 月 9 日開催の審査会で一般競争入札とすることを決定し、同月 18 日に当該工事の再公告を行ったほか、四日市市入札情報ホームページ、建通新聞で周知を図った。

その結果、入札参加者は第 1 回目の入札参加者であるショーボンド・三和建工共同企業体 1 者のみであり、入札額(落札額)は 4 億 4,000 万円と同共同企業体の第一回目の入札額 4 億 600 万円より 3,400 万円の高額となった。

なお、この結果により、9 月議会に工事請負契約の締結議案を上程し同年 9 月 28 日承認議決を受けた。

2 判断及び結論

監査請求書及び請求人の陳述、関係職員の陳述並びに事実関係の確認に基づき、次の点を中心に判断する。

請求人主張の第 1 回目の入札については、落札者の代表構成員が独占禁止法違反により指名停止措置を受けたため、平成 19 年 4 月 11 日付け四日市市調達公告(1)に基づき、平成 19 年 6 月 28 日付で仮契約が解除されたものであり、前記解除は適正に行われたものである。

請求人は、監査請求書の中で、市が発注した「石原南五味塚線(磯津橋)橋梁整備工事の再入札において、ショーボンド・三和建工共同企業体 1 者のみの入札で、また、予定価格が減額されているにもかかわらず、同共同企業体の第 1 回目の入札金より、3,400 万円も高額になり、結果的に市(市民)に損害を与えた」と主張していることから、再入札において入札参加者が 1 者のみとなった当該工事の入札及び契約の是非を判断することとする。

石原南五味塚線(磯津橋)橋梁整備工事の再入札については、法第 234 条に規定されている一般競争入札による契約締結の原則に基づき、平成 19 年 7 月 9 日に開催された審査会において、再度、業績、対象ランク又は総合点、住所要件、施工実績などの参加資格に関する事項を定め、四日市市契約施行規則第 23 条の規定により、7 月 18

日に公告している。

公告によると、入札参加資格確認申請書の提出期限は平成 19 年 7 月 30 日午後 4 時までとなっており、この時点で調達契約課は再入札の参加申請業者がショーボンド・三和建工共同企業体 1 者しかないことを把握している。

請求人は、「再入札において応募参加資格者が 1 業者のみであることを知りながら、あるいは容易に知り得たのに、再入札を行なったことは違法・不当である」と主張している。これに対し、監査対象部局は「第 1 回目の入札参加者の中で、指名停止を受けなかった業者以外にも入札参加資格を有する業者がいる可能性があった」と主張している。

公告の時点で、入札参加の可能性のある業者があったかどうかについては、都市整備部長は、陳述において「今回の工事に採用されているのは柱状体圧入補強工法という特殊工法であり、その施行業者によって組織された柱状体圧入補強協会という業者の勉強会があるが、業者が全て協会会員になっているとは限らない。第 1 回目の入札の落札業者であるりんかい日産建設はこの協会会員ではなかった。つまり、協会会員以外の業者は把握できないのが現状であり、再入札で落札したショーボンド建設以外にも施工実績がある業者はいると判断した。」と述べており、同様の内容を、平成 19 年 9 月議会の一般質問でも答弁している。また、監査対象部局は、再入札の公告にあたり、業種、対象ランク又は総合力、建設業の許可、住所要件の要求事項に該当する業者を、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスで調べ、該当の 18 業者を把握しているが、18 者の施工実績は 10,000 件を超え、本市が求める柱状体圧入補強工法の施工実績を有するか否かの調査は、時間的にも物理的にも不可能であったとしている。

こうした点から判断するに、監査対象部局は再入札参加可能性のある業者の把握に努めており、再入札の公告の時点において、請求人が主張するように、「入札参加資格を有する業者が 1 業者のみであることを知っていた、あるいは知り得た」と判断することはできない。

一般競争入札において入札者が 1 業者のみであった場合の入札の有効性については、地方公共団体契約実務ハンドブック（地方公共団体契約実務研究会編）によれば、「一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するものであるが、それにもかかわらず入札者が 1 人にすぎなかったということは、他の者は競争に参加する利益を放棄したことにより、競争入札にやぶれたとみるべきである。従って、たとえ入札者が 1 人だけの場合でも入札に必要な競争性は失われるものではない」とされている。

また、今回の再入札においては、入札書の郵送期間(平成 19 年 8 月 2 日から同月 8 日まで)経過後の同月 9 日の入札立会人の公表により入札参加者が判明するまでは、ショーボンド・三和建工共同企業体は入札参加者が何人いるかは知り得ないことから、競争性は確保されていると言える。

一方、再入札において、ショーボンド・三和建工共同企業体の落札金額が、同共同企業体の 1 回目の入札金額より 3,400 万円の高額になった点については、同共同企業体

を取り巻く状況の変化によるものと思われるが、前述のハンドブックによれば、「入札者が 1 人しかいない一般競争入札において、開札の結果、その者が予定価格の制限内の入札をした場合には当然落札とすべきである。」とされている。

請求人は、調達契約課長が落札者に対して執拗に合理的説明及び減額を求めたことも違法・不当と主張している。これに対し、調達契約課長は、陳述において「再入札において、入札金額の開きが 1 回目に比べ大きかった。市民に対する説明責任もあった。」と述べている。

一般的に、地方自治体が締結する契約については、地方公共団体が私人と対等の地位において締結する売買、貸借、請負等財産上に関する私法の契約とされており、これを規律する実体法も私人と同様に民法その他の私法であり、したがって、いわゆる契約自由の原則も適用されるものとされている。調達契約課長が落札後、法第 2 条第 14 項に規定されている「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治体運営の基本原則に沿って、落札業者と交渉したことをもって直ちに違法・不当であるとは言い難い。

石原南五味塚線（磯津橋）橋梁整備工事の再入札に伴う契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条により、平成 19 年 8 月 31 日開会の 9 月議会に契約締結議案として上程され、反対意見はあったものの、同年 9 月 28 日に承認された。

以上のことから、石原南五味塚線（磯津橋）橋梁整備工事の再入札、契約締結に関して、その手続方法及び手続内容に違法又は不当性は認められず、本件請求は理由がないものと判断し、棄却する。

3 附言

監査の結果は以上のとおりであるが、今回の入札案件については、同一工事の再入札において、同一共同企業体が 1 回目の入札金額よりも高い金額で落札したものであり、市民から見ると疑問に感じられることも否定し得ない。

こうした事例は今回初めてであることから、今後は、再入札における発注方法や参加資格を見直すことや、1 回目の入札金額を参考にできないかなど現行制度を超えた再入札のあり方について研究され、より一層、経費の低減に努力されるよう要望する。